

問 題 別紙 1 の登記事項の記録（登記事項一部省略）がある甲土地について、平成 27 年 6 月 1 日、司法書士法務太郎は、関係当事者全員からあらかじめ受領していた相続関係の書類をもとに、別紙 2 及び別紙 3 の相続関係説明図を作成したうえ、関係当事者全員から事実関係 1 から 3 までの事実を聴取し、別紙 4 及びその他登記申請手続に必要な各書面を受領した。法務太郎は、関係当事者全員から、聴取した事項及び受領した書面から判明した事実に基づく必要な登記の申請手続等について代理することの依頼を受け、同日、登記の申請を行った。

次の問に答えなさい。

問 司法書士法務太郎が、平成 27 年 6 月 1 日に申請した登記の申請情報を答案用紙の第 1 欄及び第 2 欄に記載しなさい。なお、申請情報としては、解答欄の枠内に記載された情報だけを記載すればよいものとする。

(事実関係)

- 1 甲土地の甲区 3 番で登記された、南田啓太郎の相続の登記については、南田啓太郎の相続人である南田ひろ子及び南田啓一が平成 26 年 3 月 10 日に相続の放棄をしたことにより、南田啓二の単独名義としてなされたものである。
- 2 事実関係 1 における相続の放棄が南田啓二の詐欺によってなされたものであるとして、南田ひろ子及び南田啓一は、家庭裁判所に相続の放棄の取消しの申述をし、平成 27 年 5 月 16 日、その申述受理の審判がなされた。
- 3 南田ひろ子及び南田啓一は、関係者全員に、事実関係 2 における相続の放棄の取消しに基づく共有関係にするため、登記の手続に協力して欲しい旨を告げたところ、その全員がこれに承諾をした。

答案の作成に当たっては、次の点に注意して記載しなさい。

- 1 上記事実中の行為は、すべて適法に行われており、別紙 2 から別紙 4 までの各書面に提示されていない登記に必要な書面は、法律上すべて適式に作成されているものとする。なお、登場する当事者間には、各別紙に記載及び法務太郎が聴取した事実関係に示された権利義務以外に、甲土地に関し、実体法上の権利義務関係は存在しない。
- 2 甲土地を管轄する登記所は、平成 21 年 4 月 1 日に不動産登記法附則第 6 条第 1 項に規定する法務大臣の指定を受けた登記所（いわゆるオンライン庁）であり、必要な登記の申請情報及び申請情報と併せて提供することが必要な情報の提供は、書面を提出する方法（ただし、磁気ディスクを提出する方法を除く。）によりするものとする。

- 3 申請人等の氏名又は名称を記載するに当たっては、住所を記載することを要しない。また、解答を「申請人の氏名又は名称」欄に記載するに当たっては、「権利者」、「義務者」、「所有者」、「申請人」等の表示を記載する。
- 4 ① 添付情報のうち、登記原因証明情報及び代理権限証明情報の解答は要しない。
② 添付情報のうち、登記識別情報、印鑑証明書、住所証明情報については、解答欄中の「(要・不要)」のどちらかを○で囲んで解答しなさい。「要」を選んだ場合には、() 内に例えば「東京花子の甲土地甲区 1 番の登記識別情報」、「東京花子の印鑑証明書」、「東京花子の住民票の写し」のように個々の具体的な書面の名称を明記し、だれの又は何に関するものか特定して記載しなさい。
③ 添付情報のうち、その他の情報については、①及び②以外に必要な情報があれば、解答欄中の「その他の情報」の次の() 内に「東京花子の承諾書」のように、個々の具体的な書面の名称を明記し、だれの又は何に関するものか特定して、記載しなさい。また、必要な情報がなければ「なし」と記載しなさい。ただし、「前件添付」や「添付省略」等の記載はしない。
- 5 甲土地の課税標準の額は9,000万円である。また、租税特別措置法による税の減免の適用はないものとする。
- 6 数字を記載する場合は、算用数字を使用する。
- 7 訂正、加入又は削除をしたときは、押印や字数を記載することは要しないが、訂正は訂正すべき字句に線を引き近接箇所に正書し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入、削除したことが明確に分かるようにする。
- 8 記載すべき事項のない欄については、斜線を引きなさい。
- 9 一の事実関係を登記に反映させるために行い得る登記の申請が複数ある場合には、申請件数が最少のものとなる方法、登録免許税の額がより低額となる方法を選択するものとする。
- 10 別紙は、実際の様式とは異なっている。

別紙 1

(甲土地の登記記録の記録)

表題部	所	在	新宿区東新宿一丁目
	地	番	1 番 1
	地	目	宅地
	地	積	222.22 m ²

権利部

甲区 1 番 所有権移転

平成 23 年 2 月 22 日受付第 222 号

原 因 平成 23 年 2 月 22 日売買

共 有 者 埼玉県所沢市北五丁目 5 番 5 号

持分 2 分の 1 北野甲太郎

埼玉県所沢市南二丁目 3 番 4 号

2 分の 1 南田啓太郎

甲区 2 番 北野甲太郎持分全部移転

平成 26 年 7 月 16 日受付第 716 号

原 因 平成 26 年 7 月 6 日相続

共 有 者 埼玉県川越市川越三丁目 3 番 3 号

持分 6 分の 1 北野甲一

埼玉県所沢市北五丁目 5 番 5 号

6 分の 1 北野甲二

東京都世田谷区上水五丁目 4 番 3 号

6 分の 1 北野甲三

甲区 3 番 南田啓太郎持分全部移転

平成 26 年 9 月 8 日受付第 908 号

原 因 平成 25 年 12 月 22 日相続

共 有 者 埼玉県所沢市南二丁目 3 番 4 号

持分 2 分の 1 南田啓二

乙区1番 南田啓二持分抵当権設定

平成26年10月12日受付第1012号

原因 平成26年10月12日金銭消費貸借同日設定

債権額 金1000万円

利息 年5%

債務者 埼玉県所沢市南二丁目3番4号

南田啓二

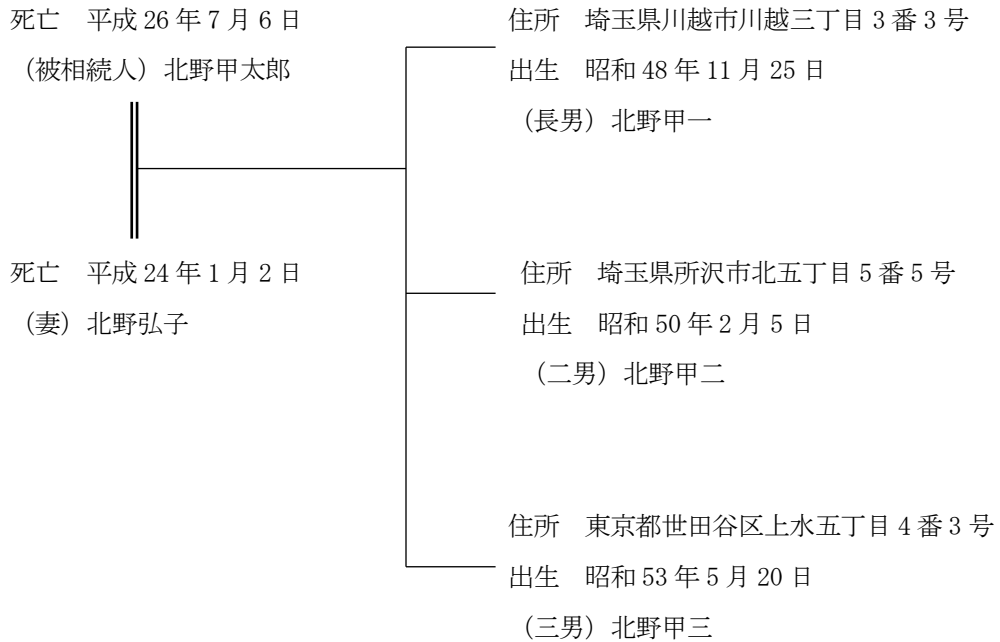
抵当権者 東京都新宿区東新宿二丁目2番2号

西島丙子

別紙2

被相続人 北野甲太郎 相続関係説明図

最後の住所 埼玉県所沢市北五丁目5番5号



別紙 3

被相続人 南田啓太郎 相続関係説明図

最後の住所 埼玉県所沢市南二丁目 3 番 4 号

死亡 平成 25 年 12 月 22 日

(被相続人) 南田啓太郎



住所 埼玉県所沢市南二丁目 3 番 4 号

出生 昭和 18 年 9 月 9 日

(妻) 南田ひろ子

住所 埼玉県入間市入間三丁目 3 番 3 号

出生 昭和 42 年 1 月 11 日

(長男) 南田啓一

住所 埼玉県所沢市南二丁目 3 番 4 号

出生 昭和 45 年 8 月 19 日

(二男) 南田啓二

別紙 4

寄与分協議書

平成 26 年 7 月 6 日死亡した 埼玉県所沢市北五丁目 5 番 5 号 亡北野甲太郎の遺産につき、相続人全員において、寄与分に関する協議を行い、遺産総額金 9,000 万円のうち金 3,600 万円分を二男北野甲二の寄与分として定めることに合意した。その結果、各相続人の相続分は、下記のとおりとなったことを証明する。

記

長男 北野甲一の相続分 5 分の 1
二男 北野甲二の相続分 5 分の 3
三男 北野甲三の相続分 5 分の 1

平成 27 年 5 月 10 日

被相続人北野甲太郎 相続人

埼玉県川越市川越三丁目 3 番 3 号

北野甲一 ㊟

埼玉県所沢市北五丁目 5 番 5 号

北野甲二 ㊟

東京都世田谷区上水五丁目 4 番 3 号

北野甲三 ㊟

【MEMO】

【解答例】

第1欄

登記の目的	2番所有権更正
登記原因及びその日付	錯誤
登記すべき事項	更正後の事項 北野甲一 持分 10分の1 北野甲二 持分 10分の3 北野甲三 持分 10分の1
申請人の氏名又は名称	権利者 北野甲二 義務者 北野甲一 北野甲三
添付情報	登記識別情報 (要) 不要 (北野甲一及び北野甲三の甲土地甲区2番の登記識別情報) 印鑑証明書 (要) 不要 (北野甲一及び北野甲三の印鑑証明書) 住所証明情報 (要・不要) _____ その他の情報 (な し)
登録免許税	金1,000円

第2欄

登記の目的	3番所有権更正
登記原因及びその日付	平成27年5月16日相続放棄取消
登記すべき事項	更正後の事項 共有者 持分8分の2 南田ひろ子 8分の1 南田啓一 8分の1 南田啓二
申請人の氏名又は名称	権利者 南田ひろ子 南田啓一 義務者 南田啓二

<p>添付情報</p>	<p>登記識別情報 (要) 不要 <u>南田啓二の甲土地甲区3番の登記識別情報</u>)</p> <p>印鑑証明書 (要) 不要 <u>南田啓二の印鑑証明書</u>)</p> <p>住所証明情報 (要) 不要 <u>南田ひろ子及び南田啓一の住民票の写し</u>)</p> <p>その他の情報 (<u>西島丙子の承諾書</u>)</p>
<p>登録免許税</p>	<p>金1,000円</p>

論点 1

寄与分協議と登記手続

解説

1. 寄与分

(1) 共同相続人の中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に有していた財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、民法 900 条から 902 条までの規定によって算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする（民法 904 条の 2 第 1 項）。これは、寄与者に寄与分を与えた上で、残りの相続財産について相続を認め、もって共同相続人間の実質的公平を図る趣旨である。そして、共同相続人間で協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者の請求により、家庭裁判所が、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定めることができる（民法 904 条の 2 第 2 項）。

(2) 寄与分が認められるためには、①被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、②被相続人の療養看護、③その他の方法、によって被相続人の財産の維持又は増加につき「特別の寄与」をした場合でなければならない（民法 904 条の 2 第 1 項、なお①、②は被相続人の財産の維持又は増加をもたらす行為の例示とされている。）。よって、夫婦間の協力義務（民法 752 条）の範囲内の寄与など、被相続人と相続人との身分関係に基づいて通常要求される寄与・貢献は、特別の寄与とはいえず、寄与分とは評価されないのが原則である。また、民法 904 条の 2 第 1 項では、「共同相続人」と規定されていることから、寄与分を受けることのできる者は、相続人に限られている。よって、例えば、内縁の妻は、相続権を有しないため、寄与分の請求をすることができない。

2. 共同相続人間で寄与分協議が成立した場合の登記について

(1) 共同相続の登記がなされる前に寄与分が定められた場合

① 共同相続の登記がなされる前に、共同相続人間で寄与分協議が成立したことによって、共同相続人の相続分が法定相続分と異なることになった場合、寄与分によって修正された相続分に基づいて、「相続」を登記原因として、移転登記を申請することができる（昭 55. 12. 20 民 3. 7145）。

② 共同相続の登記がなされる前に、共同相続人の一人が特定の不動産を寄与分として取得する協議が成立した場合、寄与分協議のほか遺産分割協議も成立したと解される

ことから、「相続」を登記原因として、直接、特定の不動産を寄与分として取得する相続人への移転登記を申請することができる（昭 55. 12. 20 民 3. 7145）。寄与分は相続分の修正事由にすぎず、個別の財産を特定の相続人の単独所有とすることは、遺産分割の結果といえ、共同相続の登記がなされる前に遺産分割が成立したときは、相続登記によるとされているからである（明 44. 10. 30 民刑 904）。

(2) 共同相続の登記がなされた後に寄与分が定められた場合

- ① 共同相続の登記がなされた後に、共同相続人間で寄与分協議が成立したことによって、共同相続人の相続分が登記されている相続分と異なることになった場合、既になされている相続登記を寄与分によって修正された相続分に「更正」する登記を申請することができる（昭 55. 12. 20 民 3. 7145）。この更正登記は、寄与分の定めの結果、相続分が増加する相続人と相続分が減少する相続人との共同申請によりなされる。そして、共有持分（相続分）を更正する登記は、持分（相続分）が減少する共有者（相続人）の権利について一部抹消登記の性質を有するため、その抹消につき登記上の利害関係を有する第三者がいるときは、申請情報と併せて当該第三者の承諾があったことを証する情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する情報を必ず提供しなければならず（不登法 68 条参照，不登令別表 26 添付情報へ）、登記は常に付記登記でなされる。
- ② 共同相続の登記がなされた後に、共同相続人の一人が特定の不動産を寄与分として取得する協議が成立した場合、更正の登記ではなく、「遺産分割」を登記原因として、持分移転登記を申請しなければならない（昭 55. 12. 20 民 3. 7145）。寄与分は相続分の修正事由にすぎず、個別の財産を特定の相続人の単独所有とすることは、遺産分割の結果といえ、共同相続の登記がなされた後に遺産分割が成立したときは、遺産分割による持分移転登記によるとされているからである（昭 28. 8. 10 民甲 1392）。

〈寄与分協議と登記手続〉

共同相続登記の有無と寄与分協議の内容	申請する登記
共同相続登記前に寄与分が定められた場合	寄与分によって修正された相続分に基づく、「相続」を原因とする移転登記
共同相続登記前に共同相続人の一人が特定の不動産を寄与分として取得する協議が成立した場合	特定の不動産を寄与分として取得する相続人への「相続」を原因とする移転登記

共同相続登記後に寄与分が定められた場合	「錯誤」を原因とする、共同相続の登記を寄与分によって修正された相続分とする更正登記
共同相続登記後に共同相続人の一人が特定の不動産を寄与分として取得する協議が成立した場合	「遺産分割」を原因とする持分移転登記

3. 本間について〈別紙2,4〉

亡北野甲太郎の相続人は、子である北野甲一、甲二及び甲三の3名であり（別紙2）、亡北野甲太郎の甲土地持分2分の1について、甲土地甲区2番で北野甲一、甲二及び甲三名義の共同相続の登記がなされている（持分は、 $1/2 \times 1/3$ で6分の1ずつ）（別紙1）。その後、平成27年5月10日に、この3名の間で寄与分協議が行われ、遺産総額金9,000万円のうち金3,600万円分を北野甲二の寄与分として定める旨の合意がなされたため、3名の相続人の相続分が登記されている相続分（共有持分）と異なることになった（別紙1,4）。そこで、既になされている甲土地甲区2番の共同相続の登記を寄与分によって修正された相続分に「更正」する登記を申請することになる。この更正登記は、寄与分の定めの結果、相続分が増加する北野甲二が登記権利者、相続分が減少する北野甲一及び甲三が登記義務者となり、北野甲二と北野甲一及び甲三の共同申請によりなされる。なお、当該更正登記については、登記上の利害関係を有する第三者は存在しない。

〈持分計算〉

$$\text{北野甲一 甲土地持分 } 1/2 \times 1/5 = 1/10$$

$$\text{北野甲二 甲土地持分 } 1/2 \times 3/5 = 3/10$$

$$\text{北野甲三 甲土地持分 } 1/2 \times 1/5 = 1/10$$

〈本間で申請すべき登記〉

錯誤による所有権更正の登記 **（書式01）**

📖 学習の指針 共同相続人北野甲一、甲二及び甲三の間では、持分（相続分）のみの更正が問題となっています。持分のみの更正の場合、申請情報における更正後の事項の記載の仕方が、通常の更正後の事項の書き方と少し異なります。また、寄与分の定めの結果、北野甲一、甲二及び甲三の相続分は、それぞれ5分の1、5分の3、5分の1となっていますが、亡北野甲太郎の共有持分が2分の1であることから、それぞれの持分計算をする際には、 $\times 1/2$ をしなければなりません。

論点1の申請情報（書式01）

【所有権更正：錯誤】

登記の目的	2番所有権更正
原因	錯誤
更正後の事項	北野甲一持分 10分の1 北野甲二持分 10分の3 北野甲三持分 10分の1
権利者	北野甲二
義務者	北野甲一 北野甲三
添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報（北野甲一及び北野甲三の甲土地甲区2番の登記識別情報） 印鑑証明書（北野甲一及び北野甲三の印鑑証明書） 代理権限証明情報（北野甲二，北野甲一及び北野甲三の委任状）
登録免許税	金1,000円

《申請情報の注意点》

〈登記原因〉

- ・「錯誤」であり，登記原因日付は記載しない。

〈登記すべき事項〉

- ・「更正後の事項」として共有者の表示及び更正後の持分を記載し，その更正登記の内容を明らかにする。具体的には，「共有者 持分〇分の〇 何某」ではなく，「何某持分 〇分の〇」と記載する。

〈権利者〉

- ・寄与分協議によって相続分が増加する者を記載する。

〈義務者〉

- ・寄与分協議によって相続分が減少する者を記載する。

〈添付情報〉

- ・共同相続人が作成した寄与分協議書を登記原因証明情報として提供する。なお，住所証明情報の提供は要しない。

論点 2 相続の放棄の意思表示が取り消された場合の登記手続

解説

1. 相続放棄の取消しと当該取消しがあった場合の更正の登記

(1) 相続放棄の取消し

相続の放棄の申述が家庭裁判所によって受理され、相続放棄の効力が生じた場合、たとえ熟慮期間の3か月以内であったとしても、相続放棄の意思表示を撤回することができない（民法919条1項）。相続放棄をしたとしても熟慮期間中ならば自由に撤回することができるとなると、相続放棄により相続人となる次順位相続人などは熟慮期間終了まで最終決定を待たなければならず、これでは相続の過程が進行しないことから、これを防ぐ必要があるからである。もっとも、家庭裁判所に対する相続放棄の申述が詐欺や強迫によってなされたものであるときは、瑕疵ある意思表示として、相続放棄の意思表示を取り消すことができる（民法919条2項、96条1項）。そして、相続放棄の取消しは、相続放棄と同じく、家庭裁判所に対する申述によってしなければならない（民法919条4項）。

(2) 相続放棄の取消しがあった場合の更正の登記

① 相続放棄の取消しが有効になされると、相続放棄は、はじめからなされなかったものとされ、相続放棄をした者も通常どおり被相続人の財産を相続することができることになる。その結果、相続放棄をした者を除外してなされた単独相続の登記を更正する必要が生じる。そこで、「相続放棄取消」を登記原因として（登記原因日付は、家庭裁判所に対する相続放棄の取消しの申述を受理する審判が確定した日となる。家事事件手続法201条9項2号参照）、相続による移転登記の更正登記を申請することになる。

⇒ 登記原因は、「相続放棄取消」であって、「錯誤」ではないので注意を要する。

⇒ 相続放棄の取消しによって、相続人が全く入れ替わってしまう結果となる場合には、更正登記ではなく、相続による移転登記を抹消する必要がある。

→ 例えば、第1順位の相続人が相続放棄をしたことにより、第2順位の相続人名義の相続登記がされていた場合において、第1順位の相続人が有効に相続放棄の取消しをしたときは、相続人が入れ替わるので、第2順位の相続人名義の相続登記を抹消したうえで、第1順位の相続人のために相続登記を申請しなければならない。

② 相続放棄の取消しがあった場合における更正登記は、相続放棄の取消しによって相続人に加わった者と更正登記によって権利（持分）の一部を失う者（単独で相続登記を受けていた者）との共同申請によりなされる。そして、当該更正登記を申請する際

には、申請情報と併せて更正登記により新たに登記を受けることとなる者（相続放棄の取消しによって相続人に加わった者）の住所証明情報を提供することを要する（登研 391P. 110 参照）。

- ③ 単独相続の登記後、相続放棄の取消しがなされ相続人が新たに加わる場合のように、単独名義を共有名義に更正する登記は、更正登記によって権利（持分）の一部を失う者（単独で相続登記を受けていた者）の権利について一部抹消登記の性質を有しているため、その抹消につき登記上の利害関係を有する第三者がいるときは、申請情報と併せて当該第三者の承諾があったことを証する情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する情報を必ず提供しなければならない（不登法 68 条参照，不登令別表 26 添付情報へ）。

⇒ 所有権の更正の登記は、常に付記登記でなされる。

〈相続放棄と登記〉

	登記の目的	登記原因及びその日付
共同相続の登記後、相続人の一人が相続放棄をした場合	○番所有権更正	錯誤
単独相続の登記後、相続放棄の取消しがあった場合 ⇒（新たに加わる場合）	○番所有権更正	年月日相続放棄取消
単独相続の登記後、相続放棄の取消しがあった場合 ⇒（相続人が入れ替わる場合）	① ○番所有権抹消	年月日相続放棄取消
	② 所有権移転	年月日相続

2. 本問について〈別紙 3〉〈事実関係 1, 2, 3〉

亡南田啓太郎の相続人である南田ひろ子、啓一及び啓二のうち（別紙 3）、南田ひろ子及び啓一両名が相続放棄をしたため、亡南田啓太郎の持分 2 分の 1 について、甲土地甲区 3 番で南田啓二名義の単独相続の登記がなされている（事実関係 1，別紙 1）。しかし、その後、南田ひろ子及び啓一は、南田啓二の詐欺を理由に、家庭裁判所に対し相続放棄の取消しを申述し、当該申述受理の審判が平成 27 年 5 月 16 日に確定している（事実関係 2，家事事件手続法 201 条 9 項 2 号参照）。そこで、相続放棄取消を登記原因として、甲土地甲区 3 番でなされている相続登記の更正登記を申請することになる。この更正登記は、相続放棄の取消しによって相続人に加わる南田ひろ子及び啓一が登記権利者、更正登記によっ

て持分の一部を失う（単独で相続登記を受けていた）南田啓二が登記義務者となり，南田ひろ子及び啓一と南田啓二の共同申請によりなされる。そして，当該更正登記の申請の際には，相続放棄の取消しによって新たに相続人に加わる南田ひろ子及び啓一の住所証明情報を提供する必要がある。また，西島丙子は，甲土地甲区 3 番の持分全部移転登記後に，南田啓二の持分 2 分の 1 を目的として 1 番抵当権の設定を受けているが，当該更正登記がなされると，単独で相続登記を受けていた南田啓二はその持分の一部を失い（持分が 8 分の 1 に縮減され），その結果，1 番抵当権についても，登記官の職権によって，南田啓二の持分 8 分の 1 のみを目的とした抵当権になった旨の更正登記がされる。よって，西島丙子は，登記上の利害関係を有する第三者に当たり，その承諾証明情報又は承諾に代わる裁判があったことを証する情報を提供しなければならない。本問では，南田ひろ子及び啓一が関係者全員の承諾を得ていることから，これを証する情報を提供して登記の申請をする（事実関係 3）。

〈持分計算〉

南田ひろ子	甲土地持分 1/2	×	1/2 (2/4)	=	2/8
南田 啓一	甲土地持分 1/2	×	1/4	=	1/8
南田 啓二	甲土地持分 1/2	×	1/4	=	1/8

《本問で申請すべき登記》

相続放棄取消による所有権更正の登記 **（書式 02）**

📖 学習の指針 登記原因は，「相続放棄取消」であって，「錯誤」ではありません。また，相続放棄が取り消された結果，南田ひろ子及び啓一が新たに相続人に加わり，南田ひろ子，啓一及び啓二のそれぞれの持分は，8 分の 2，8 分の 1，8 分の 1 となります。亡南田啓太郎の共有持分が 2 分の 1 であることから，それぞれの持分計算をする際には， $\times 1/2$ をしなければなりません。

論点2の申請情報（書式02）

【所有権更正：相続放棄取消】

登記の目的	3番所有権更正
原因	平成27年5月16日相続放棄取消
更正後の事項	共有者 持分8分の2 南田ひろ子 8分の1 南田 啓一 8分の1 南田 啓二
権利者	南田ひろ子 南田 啓一
義務者	南田 啓二
添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報（南田啓二の甲土地甲区3番の登記識別情報） 印鑑証明書（南田啓二の印鑑証明書） 住所証明情報（南田ひろ子及び南田啓一の住民票の写し） 承諾証明情報（西島丙子の承諾書） 代理権限証明情報（南田ひろ子、南田啓一及び南田啓二の委任状）
登録免許税	金1,000円

≪申請情報の注意点≫

〈登記原因〉

- ・「相続放棄取消」であり、「錯誤」ではない。

〈登記すべき事項〉

- ・「更正後の事項」として更正後の共有者の氏名（及び住所）、各自の持分を記載する。

〈権利者〉

- ・相続放棄の取消しによって新たに相続人に加わる者を記載する。

〈義務者〉

- ・更正登記によって持分の一部を失う者を記載する。

〈登記原因証明情報〉

- ・相続放棄取消しの申述受理審判書又は証明書を提供する。

〈住所証明情報〉

- ・相続放棄の取消しによって新たに相続人に加わる者の住所を証するため、その者の住民票の写し等を提供する。

〈承諾証明情報〉

- ・更正登記によって持分の一部を失う者の持分に抵当権の設定を受けている者がある場合、その者は登記上の利害関係人に当たるため、その者の承諾書を提供しなければならない。

登記記録の記録《平成27年6月1日申請後の記録》

甲土地

権利部（甲区）（所有権に関する事項）				
順位番号	登記の目的	受付年月日・番号	権利者その他の事項	書式
1	所有権移転	平成23年2月22日 第222号	原因 平成23年2月22日売買 共有者 持分2分の1 北野甲太郎 2分の1 南田啓太郎	—
2	北野甲太郎持分全部移転	平成26年7月16日 第716号	原因 平成26年7月6日相続 共有者 持分6分の1 北野甲一 6分の1 北野甲二 6分の1 北野甲三	—
付記1号	2番所有権更正	平成27年6月1日 第000号	原因 錯誤 北野甲一持分 10分の1 北野甲二持分 10分の3 北野甲三持分 10分の1	書式01
3	南田啓太郎持分全部移転	平成26年9月8日 第908号	原因 平成25年12月22日相続 共有者 持分2分の1 南田啓二	—
付記1号	3番所有権更正	平成27年6月1日 第000号	原因 平成27年5月16日相続放棄取消 共有者 持分8分の2 南田ひろ子 8分の1 南田啓一 8分の1 南田啓二	書式02

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）				
順位番号	登記の目的	受付年月日・番号	権利者その他の事項	書式
1	南田啓二持分抵当権設定	平成26年10月12日 第1012号	原因 平成26年10月12日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1000万円 利息 年5% 債務者 南田啓二 抵当権者 西島丙子	—
付記1号	1番抵当権更正	空白	抵当権の目的 所有権8分の1（南田啓二持分） 甲区3番付記1号の登記により平成27年6月1日付記	—

